

小学校4年生から18歳年度末までのお子さま

平成27年4月1日診療分～平成28年3月31日診療分まで

【助成内容】

ピンク色の受給者証を交付し、通院及び入院医療費自己負担分の一部もしくは全額を助成します。

対 象 年 齢	通 院		入 院	
	尾北医師会 管内	尾北医師会 管外	尾北医師会 管内	尾北医師会 管外
小学4年生～中学3年生	現物給付 (1割負担)	償還払い	現物給付 (自己負担なし)	償還払い
高校1年生(16歳)～18歳 年度末	現物給付 (1割負担)	償還払い	現物給付 (1割負担)	償還払い

※ 現物給付とは・・・払い戻しの申請等を行うことなく、医療の給付を受けることです。
医療機関窓口で受給者証を提示する事により、保険診療によるお支払いは、上記表のとおりとなります。

(1) 通院の場合

医療費の自己負担分の2/3を助成します。

(2) 入院の場合

中学生まで → 医療費の自己負担分の全額を助成します。

高校1年生(16歳)～18歳年度末まで → 医療費の自己負担分の2/3を助成します。

※ 容器代や入院時の差額ベッド代・食事代等は助成の対象になりません。

(3) 犬山市・江南市・大口町・扶桑町(尾北医師会管内)で受診した場合

医療機関の窓口で、「子ども医療費受給者証(ピンク色)」と「健康保険証」を提示すると、保険診療による医療費の自己負担の全部または一部が助成されます。

(4) 犬山市・江南市・大口町・扶桑町以外(尾北医師会管外)で受診した場合

受給者証は、使えませんが医療機関の窓口で自己負担分をお支払いいただき、後日、市役所窓口へ払い戻しの申請をしてください。

注意：領収書の有効期間は、医療費を支払った日の翌日から5年間です。5年経過した領収書は、払い戻しの対象となりませんのでご注意ください。

※ 尾北医師会管内であっても小児慢性特定疾患医療券で受診された場合は同様に払戻しの手続きをしてください。